第1回食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会議事録

日時:平成16年2月2日(月)13:00~15:05

場所:三番町分庁舎

伊地知畜産企画課長 皆様おそろいになりましたので、ただいまから食料・農業・農村 政策審議会生産分科会第1回畜産企画部会を開催させていただきます。

私、畜産企画課長の伊地知でございます。よろしくお願いいたします。

なお、冒頭に正式な審議会名を申し上げましたが、少々長いため、以後は単に畜産企画 部会と省略して呼ばせていただきます。

平成 13 年に従前の畜産振興審議会が、食料・農業・農村審議会に統合されましてから初めての畜産企画部会になりますので、部会長を選出する必要がございます。部会長が選出されるまでの間、私が司会進行を務めさせていただきます。

資料の確認

伊地知畜産企画課長 まず、本日配付しております資料の確認をさせていただきます。 番号を付しておりますが、まず資料 1、議事次第。資料 2、委員名簿。資料 3、諮問。 資料 4、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針及び家畜改良増殖目標の見直しに当たっての畜産企画部会の開催について。資料 5、酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針。資料 6、家畜改良増殖目標・鶏の改良増殖目標。資料 7、食料・農業・農村政策審議会関係法令集。資料 8、畜産経営をめぐる情勢。資料 9、畜産をめぐる動向。資料 10、家畜改良をめぐる情勢。資料 11、米国における B S E 発生について。資料 12、国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について。資料 13、平成 16 年度生産局予算概算決定の重点事項。資料 14、家畜改良増殖小委員会委員構成(案)。資料 15、畜産企画部会の検討スケジュール。

以上、資料 1 から 15 まででございます。もし、抜けている資料がございましたらお申し出くださいませ。

よろしいでしょうか。

委員の紹介

伊地知畜産企画課長 それでは、本日が初めての畜産企画部会ですので、委員の紹介から始めさせていただきます。

なお、本日お集まりいただきました委員の指名につきましては、食料・農業・農村政策 審議会生産分科会の会長を務めておられます、生源寺委員に構成を決めていただいた次第 でございます。

まず初めに、生源寺委員でございます。

増田委員でございます。

次に、臨時委員の皆様方を紹介させていただきます。

足立委員でございます。

石川委員でございます。

今委員でございます。

大野委員でございます。

神田委員でございます。

岸委員でございます。

近藤委員でございます。

竹林委員でございます。

永野委員でございます。

中村委員でございます。

平井委員でございます。

矢坂委員でございます。

山口委員でございます。

吉田委員でございます。

続きまして、専門委員の皆様方を紹介させていただきます。

阿部委員でございます。

伊藤委員でございます。

金井委員でございます。

高橋委員でございます。

富樫委員でございます。

番場委員でございます。

福田委員でございます。

向井委員でございます。

なお、遠藤委員、千葉委員、土井委員におかれましては、やむを得ない事情でご欠席されるとのことでございます。

続きまして、事務局の主な出席者を紹介させていただきます。

白須生産局長でございます。

井出畜産部長でございます。

次に、畜産企画課からの出席者で、水田畜産総合推進室長でございます。

大野畜産環境対策室長でございます。

次に、畜産振興課でございますが、塩田畜産振興課長でございます。

引地生産技術室長でございます。

原田草地整備推進室長でございます。

徳田需給対策室長でございます。

牛乳乳製品課長は少しおくれて参ることになっております。

次に、食肉鶏卵課でございますが、佐藤食肉鶏卵課長でございます。

次に、消費・安全局衛生管理課でございますが、栗本衛生管理課長でございます。

境薬事・飼料安全室長でございます。

部会長選出

伊地知畜産企画課長 次に、本日は冒頭に申し上げましたとおり、委員が選任されて初めての畜産企画部会でありますので、まず、部会長を選出していただく必要がございます。

資料7の関係法令集の8ページでございますけども、食料・農業・農村政策審議会令第七条第3項の規定によりまして、「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する」ことになっております。

部会長の互選につきまして、何かご意見がありましたらお願いをいたします。

増田委員、よろしくお願いします。

増田委員 増田でございます。

食料・農業・農村政策について幅広いご見識をお持ちで、生産分科会の部会長をお務め の生源寺委員に部会長をお願いいたしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

伊地知畜産企画課長 よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

伊地知畜産企画課長

ご異議がないようですので、生源寺委員に部会長をお願いしたいと思います。

生源寺委員、部会長席の方にご移動をお願いいたします。

部会長あいさつ

伊地知畜産企画課長 それではここで、生源寺部会長からごあいさつをいただきたいと 思います。

なお、これからは生源寺部会長に議事をお進めいただきたいと思いますので、よろしく お願いいたします。

生源寺部会長 ただいま部会長に選任されました、東京大学の生源寺でございます。よ るしくお願いをいたします。

先ほどの資料の中にも一部ございましたけれども、最近といいますか近年、食と畜産、 畜産と食をめぐるいろいろな問題が生じているわけでございます。このことを踏まえなが らも、この企画部会として、幾つかきちんと行うべき仕事があるというふうに理解をして おりますので、皆さんのご協力を得ながら、円滑かつ実りの多い議事運営に努めてまいり たいと思います。よろしくお願いをいたします。

それでは、着席して続けさせていただきます。

部会長代理選出

生源寺部会長 まず、部会長の代理を決める必要がございます。食料・農業・農村政策 審議会令第七条第5項によりますと、「部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長 があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」となっておりますので、私から指名さ せていただきたいと存じます。 部会長の代理には、恐縮でございますが、岸委員にお願いをいたしたいと思います。岸 委員、いかがでございましょうか。

それではよろしくお願いいたします。

農林水産大臣あいさつ

生源寺部会長 それではここで、農林水産大臣よりごあいさつをいただきたいと思います。

なお本日は亀井大臣、あいにくご都合によりご出席いただけないということでございま すので、白須生産局長からごあいさつをお願いをいたします。

白須生産局長 生産局長の白須でございます。

委員の先生方には、常日ごろから畜産行政全般にわたりまして大変にご指導賜っております。この場をおかりしまして、厚く御礼を申し上げる次第でございます。

ただいまお話のとおり亀井大臣、国会の関係もございまして、きょう出席ができないということでございます。大臣のあいさつを預かってきておりますので、ここで代読をさせていただきます。

食料・農業・農村政策審議会生産分科会畜産企画部会の開催に当たり、一言ごあいさつ を申し上げます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、委員就任をご快諾いただきましたこと、 また、本日ご多用中の中ご参集をいただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げ る次第でございます。

健康で充実した国民生活の基礎となる食料の安定供給は、国の基本的な責務であり、食料・農業・農村基本法を踏まえ、食料自給率の向上と農業の構造改革を進め、農村・漁村の活力を取り戻すことは非常に重要なことであります。

農林水産省といたしましてもこのような考え方に基づき、平成 12 年に閣議決定をされま した、食料・農業・農村基本計画に沿った農林水産行政を進めているところであります。

また、この計画につきまして、現在食料・農業・農村をめぐる情勢の変化並びに各般の施策の効果の評価を踏まえ、平成 17 年を目途に、見直しに向けた検討を進めているところであります。

このような中今般、我が国の畜産にとりまして、中・長期的な施策の基本となります酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針、並びに家畜改良増殖目標及び鶏の改良増殖目標について、食料・農業・農村基本計画と時期を同じくしまして、平成17年を目途に策定することとした次第でございます。

前回の策定から4年が経過し、その間、我が国初のBSEの発生、あるいは畜産物の偽装表示問題など、食の安全性と消費者との信頼関係の確立が一層重要視されるようになりました。

また、昨年末に米国で初めてBSEの発生が確認され、また本年1月には国内で高病原性鳥インフルエンザが発生するなど、安全・安心な食料の供給の重要性が一段と高まっております。

このような状況のもと、中・長期的な施策の方向性を検討していくに当たりまして、食 と農に対する国民の信頼をさらに高めていくよう、消費者の視点に立ちまして、安全な畜 産物の安定的な供給を図っていくことが基本になると考えております。

本日は新たな酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針、並びに家畜改良増殖 目標及び鶏の改良増殖目標を定めるに当たり、留意すべき事項についてお諮りすることと しております。

これから約1年間という長期間にわたりましてご審議をいただくことになりますが、委員の皆様におかれましては、我が国畜産の進むべき方向性について幅広くご審議をいただき、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、私のあいさつとさせていただきます。

平成16年2月2日

農林水産大臣 亀井善之(代読)

どうぞよろしくお願いいたします。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

なお、白須局長は公務ご多忙のためご退席されるということでございますので、ご了承 願いたいと思います。

また、ここで報道関係の方は傍聴室に移動をお願いできればと思いますので、よろしく お願いいたします。 諮 問

生源寺部会長 それでは、これから議事に入りたいと思います。

本日付をもちまして、農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問がございま すので、事務局から朗読していただきます。よろしくお願いいたします。

伊地知畜産企画課長 資料ナンバー3でございます。

15生畜第4558号

平成16年2月2日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 亀井 善之

諮 問

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第3条の2第1項の規定に基づき家畜改良増殖目標を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第3項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、鶏の改良増殖目標についてもこれに準じて定めたいので、併せて意見を求める。

15生畜第4564号 平成16年2月2日

食料・農業・農村政策審議会会長 殿

農林水産大臣 亀井 善之

諮 問

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の2第1項に基づき酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針を定めるに当たり留意すべき事項について、同条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

以上でございます。

畜産企画部会の運営について

生源寺部会長 次に、この畜産企画部会の運営の基本事項につきまして事務局からご説明をいただき、その上で委員の皆様のご意見を伺いたいと存じます。

畜産総合推進室長、よろしくお願いいたします。

水田畜産総合推進室長 それではご説明をさせていただきます。資料4と資料7をごらんいただきたいと思います。

まず、資料4の「「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」及び「家畜改良 増殖目標」の見直しに当たっての畜産企画部会の開催について」でございます。なお、正 式な基本方針名を今申し上げましたが、少々長いため、以後は「酪肉近代化基本方針」と 省略して呼ばせていただきます。

説明に入ります前に、若干資料の修正がございます。資料4の2枚目をごらんいただきたいと思います。一番下の方に、(酪肉近代化計画策定市町村数)がございますが、この中で沖縄の欄の全市町村数が534となっておりますが、これは53の間違いでございます。 大変恐縮でございます。

それから全国計につきましても3229とありますが、これは3226の間違いでございます。 大変恐縮でございますが、訂正させていただきます。

それでは、酪肉近代化基本方針でございますけれども、これは酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に基づくものでございますが、酪農及び肉用牛の生産振興を講ずるに当たってのマスタープランでありまして、また家畜改良増殖目標は家畜改良増殖法に基づくものでございまして、長期的展望に立った家畜改良の指針でございます。

これらはおおむね5年ごとに見直して策定することとされておりまして、その策定のための検討を行っていただくのが、この畜産企画部会となってございます。

なお、法律による定めはございませんが、諮問にありましたように、鶏の改良増殖目標 につきましても、家畜改良増殖目標に準じて定めることといたしておる次第でございます。

続きまして、当部会の運営に関する規定につきましてご説明をいたします。資料7の関係法令集の15ページをごらんをいただければと思います。畜産企画部会の議決についてでございますが、15ページの「部会の設置について」第二条第1項及び13ページの議事規則の第九条第1項の規定によりまして、この畜産企画部会の議決が、食料・農業・農村政策審議会の議決とみなされることとなっております。

次に、部会の開催及び議決についてでございますが、同じ資料の9ページでございます。 食料・農業・農村政策審議会令第九条第1項及び第3項の準用規定によりまして、部会の 議事は「委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席することが必要」とさ れておるところでございます。

また、臨時委員及び専門委員の議決権についてでございますけれども、同じ9ページの 第九条第2項及び第3項の準用規定によりまして、部会の議事は「委員及び議事に関係あ る臨時委員で会議に出席したものの過半数で可決すること」とされておるところでござい ます。

引き続きまして、議事の運営、会議の公開の関係でございます。公開・非公開の方針につきましては、同じく資料の 11 ページをごらんいただければと思います。本審議会の公開・非公開につきまして、議事規則の第三条第2項でございます。ここに「会議は公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる」とされております。

また、第四条でございますが、「議事録は、一般の閲覧に供するものとする。ただし、会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、会長は、議事録に代えて議事要旨を 一般の閲覧に供するものとすることができる」と定められているところでございます。

これらの規定は第八条の規定によりまして、この畜産企画部会にも準用して適用されることになります。

続きまして委員の出席の関係でございますが、同じく資料の 12 ページをごらんいただければと思います。今開いていただいているページでございますが、議事規則第五条及び第六条に、「臨時委員及び専門委員は、会長の求めに応じて審議会に出席する」こととされております。

また、代理の方のご出席につきましては明示的な関連規定がございませんが、従来の畜 産振興審議会企画部会等から、代理の方のご出席につきましては、事前に部会長の許可を 得ていただき、また代理として出席される方は、表決や発言はご遠慮いただいております。

欠席される委員の方でご意見がある場合には、代理の方を通じまして、書面で部会長にお出しいただきまして、必要な場合には部会長からご披露いただくこととするというやり方が行われているところでございます。

部会の運営につきましては、以上でございます。

生源寺部会長 ただいま部会の審議事項、部会の議決の取り扱い、部会の開催要件及び 臨時委員と専門委員の議決権、会議及び議事録の公開・非公開、委員の出席の5点につい てご説明があったわけでございます。

これらの運営方針につきましては、同じ生産分科会のもとにあります畜産物価格等部会においても、既に事務局からご説明の規定に沿った運営がされておりますので、私といたしましては問題はないと判断しておりますが、会議は公開とし、傍聴を希望する方は別室で傍聴ができるようにしたいと考えております。

また、議事録の公開につきましては、これも畜産物価格等部会と同様に、発言者名も明らかにした形で公表してはどうかと考えております。

以上でございますが、何かご意見ございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 特にないようでございますので、そのように決定させていただきたいと 存じます。

審議の進め方について

生源寺部会長 そのほかに、事務局から畜産企画部会の運営に関して、何か提案等があればお願いいたします。

水田畜産総合推進室長 それでは、審議の進め方につきましてでございますけれども、本部会では「酪肉近代化基本方針」、「家畜改良増殖目標」及び「鶏の改良増殖目標」について審議をいただくこととしておるわけでございますが、このうちの「家畜改良増殖目標」及び「鶏の改良増殖目標」につきましては、内容が極めて専門的かつ技術的なものであります。資料7の13ページの議事規則の第十条には、「委員、臨時委員又は専門委員の一部の方々によって構成いたします小委員会」を作ることができることになっておりますので、これに基づき、「家畜改良増殖小委員会」を構成しまして、そこに付託し、原案を作成していただいた上で、畜産企画部会でその原案についてさらにご審議をいただいてはどうかと考えておるところでございます。

資料 14 におきまして、この小委員会の委員の構成につきまして、家畜改良関係の専門家の方々を中心といたしまして、案をお示しさせていただいているところでございます。

それからもう1点でございますけれども、部会の今後の検討スケジュールにつきまして

でございますが、資料 15 をごらんいただければと思います。畜産企画部会の検討スケジュール(予定)でございますが、本日第 1 回の畜産企画部会の後、第 2 回、第 3 回の委員会等では、飼料、環境問題、安全性など個別のテーマにつきましてご議論をいただいた上で、その後関係者からのヒアリング、現行基本方針の説明等を行い、新たな基本方針の基本的考え方などについてご議論をいただくこととしたいと考えておりまして、6 回程度の開催をした後、食料・農業・農村基本計画の見直しのタイミングとあわせまして、17 年 3 月に答申をいただくこととしてはいかがかと考えておるところでございます。

また、この間に右側の欄にございますように、食料・農業・農村基本計画の見直しの議論が本審議会企画部会の方で行われておりますので、必要に応じその議論も紹介し、連携をとりながら本部会の議論を進めていくこととしたいと考えておるところでございます。

なお、酪肉基本方針は、酪農と肉用牛だけに関するものでございますけれども、一番下の注2にございますように、養豚、養鶏のあり方等につきましては当部会とは別に、関係の方々にお集まりいただく養豚問題懇談会、養鶏問題懇談会を別途開催いたしまして、ご議論していただこうと考えております。

事務局からは以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局から、家畜改良増殖小委員会の設置及び畜産企画部会の検討のスケジュールについてのご提案がございました。資料 14、あるいは 15 に示していただいているわけでございますが、これにつきまして何かご意見等があればお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

生源寺部会長 よろしゅうございますか。

それでは特にないようでございますので、小委員会及び畜産企画部会の検討スケジュールにつきましては、今ご提案のような形で決定させていただきたいと思います。

資料説明

生源寺部会長 それでは事務局の方から、本日、資料として用意されております「畜産経営をめぐる情勢」、「家畜改良をめぐる情勢」、「米国におけるBSE発生について」それから「国内における高病原性鳥インフルエンザの発生について」説明をいただき、その後

委員の皆様からご自由にご意見を述べていただくという形で進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日のこの部会でございますが、15 時ぐらいをめどとして予定をしておりますので、あらかじめご承知おきいただければ幸いであります。

それでは最初に、「畜産経営をめぐる情勢」について、畜産総合推進室長にご説明をお願いいたします。

水田畜産総合推進室長 それでは、お手元の資料8をごらんいただければと思います。 「畜産経営をめぐる情勢」に従いまして、ご説明を申し上げたいと思います。

1枚めくっていただきまして目次がございますが、さらに1枚めくっていただきまして、まず、牛乳・乳製品の関係からでございますが、牛乳・乳製品の需給動向でございます。 右の方に書いてございますように、牛乳・乳製品の総供給量が生乳換算いたしまして1220万 t でございますが、そのうち輸入乳製品にかかわる部分が生乳換算いたしまして380万 t で約3割でございます。国内生産が840万 t で約7割となってございます。

国内生産を地域別に見ますと、その下の図でございますけども、北海道が 380 万 t で約 45%を占めておりまして、都府県の方が 460 万 t で約 55%でございます。

都府県の生産量のうち、ほとんどの 410万 t が飲用向けになってございます。

北海道の生産量の内訳は、飲用が少なく約4分の1でございまして、乳製品向けが多くなってございます。

この乳製品の中で特定乳製品とありますのが、バターとか脱脂粉乳等でございまして、これらが加工原料乳地帯の再生産を確保していくという観点から、飲用に比べて加工原料乳の価格が不利であるということから、そういった価格の不利を補正するための生産者補給金の対象となっているものでございます。

1ページめくりまして2ページで、生乳の需給動向でございます。生乳の生産量は、平成9年以降若干の減少傾向で推移しております。都府県の方では、毎年1ないし3%程度の減少でございます。北海道の方では、総じて毎年1%前後の増加でございますが、北海道の増加が都府県の方を賄い切れず、トータルとしては若干の減少傾向でございます。

その理由といたしまして、次の3ページにございますように、農家数が毎年5%程度減少しております。これは小規模農家を中心としての減少でございますが、これに伴いまして、乳用牛の飼養頭数も減少傾向でございます。特に都府県の方が戸数、頭数ともに減少割合が大きく、平成15年の調査では、右を見ていただければわかりますが、北海道の飼養

頭数は86万4000頭、都府県全体の飼養頭数である85万5000頭を上回ったという状況になってございます。

なお、14年度にはBSEの影響で、廃用牛の出荷が滞って淘汰が進まなかったことによりまして、若干飼養頭数が増加したという事情がございます。

続きまして、酪農経営の動向の規模拡大につきましては着実に進んでいるところでございまして、1戸当たりの飼養頭数が、北海道で平成9年には80.8 頭であったものが、15年には93.9 頭までふえている。都府県の方でも、平成9年に35.5 頭であったものが、15年に41.5 頭にまで増加をしているところでございます。

次に4ページで、担い手の動向でございます。右の欄にございますように、主要品目の主業農家の割合を示しておりますが、生産額のうち、生乳の場合は、96%が主業農家の生産であるということでございます。この主業農家というのは、農家の所得の半分を農業によって得ている農家で、高齢でない従事者が一定日数農業に従事している、いわゆる農家らしい農家と言えるわけでございますが、そういった農家によってほとんどが担われているということでございまして、担い手への集中が、ほかの品目に比べて顕著でございます。

それから(3)収益性の動向でございますが、以上、申し上げたような状況の中で、酪農経営の所得は安定的に推移しているところでございます。1戸当たりの所得が北海道では 1000 万円程度、都府県で 650 万円程度でございまして、右の方でほかの作物との比較をしておりますが、稲作とか麦類に比べまして高い水準になっているという状況でございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。この生産に係る生産コストを規模別に見たものでございますが、右の欄でございます。上が北海道、下が都府県でございます。これを見ていただければわかりますように、北海道、都府県それぞれにおいて規模が大きくなるとコストが減少してきているということでございます。特に、一番上にあります労働費の減少が大きいわけでございますが、これは規模拡大に伴いまして、1頭にかける労働時間が少なくなっていることが大きな要因でございまして、逆に言えばそういった手のかからないフリーストール、パーラー方式などのような形で多頭数を飼育することによりまして規模拡大をし、それによって収入の拡大が図られているということが言えると考えられます。

その他の項目につきましては、規模によってそれほど顕著な差はございません。 それから(5)の労働時間でございますが、1人当たりの労働時間、酪農経営で非常に 大きな長いものとなっております。都府県では2,300 時間、北海道で2,800 時間でございまして、ほかの製造業と比べても1.25 倍、1.53 倍と長くなっております。これは毎日の搾乳作業がございまして、休日をとりにくいという酪農特有の事情があるわけでございますけれども、休日の確保に向けまして、酪農ヘルパーの利用を推進しておりまして、利用日数も下にございますように、年々増加をしているという状況にございます。

次に6ページで、肉用牛、牛肉の関係でございます。需給動向につきまして、右上の方にグラフをつけさせていただきました。消費量、生産量、輸入量を経年的に書かせていただいておりますが、輸入自由化以降、消費量は8年度に若干減少しておりますが、これはヨーロッパでのBSEの発生とか、国内のO157問題とかで減少しておるわけでございますが、それ以外では一貫して増加をしてきているという状況でございます。

生産量につきましては、平成3年の輸入自由化以降も微増傾向で推移はしておりますが、 8年度から若干繁殖雌牛頭数の減少等がございまして、減少してきているという状況です。

一方で輸入量につきましては、自由化後、平成8年を除きまして増加をしておりまして、 平成12年度の輸入量は738万tになっておりますが、これは平成2年度の約2倍になっているという状況でございます。

そして 13 年度でございますけれども、13 年 9 月に我が国初の B S E が発生したということで、需給に大きな影響を与えております。

まずは消費につきましては、消費者の方々の牛肉に対する不安から大幅に減少しております。前年度比 16.1%の減でございます。この影響で出荷を抑制せざるを得ないということでございまして、生産量につきましても前年度比で 9.9%の減少でございまして、輸入につきましても大幅に減少をしているところでございます。

14 年度におきましては消費が回復傾向にあったということから、国内生産量もBSE発生前の水準に回復したわけでございますが、13 年度末に在庫が多かったこととか、輸入の方の需要回復がおくれておりまして、輸入の方が13 年度よりもさらに減少しているという形になってございます。

15年度に入ってからは輸入も回復してきておりまして、次のページの左側にございますが、15年度の第1四半期の輸入量が前年度比で 117%を超えることになりまして、牛肉関税の緊急措置が発動されて、年度末まで関税が38.5%から50%に戻るということになってございます。

なお、一番下に書いてございますように、アメリカにおけるBSEの発生に伴いまして

平成 15 年 12 月 24 日から、アメリカからの輸入が停止されておりますし、これ以前にカナダも B S E が発生いたしましたので、カナダからの輸入も停止をしているという状況にございます。

次に8ページでございますが、牛肉の卸売価格につきまして、全体的に見たのが一番上のグラフでございます。輸入自由化後は低下をしたわけでございますが、その後の平成6年あたりからは若干変動しつつも安定的に推移をしてきたわけでございますが、13年のBSEの発生ということで大幅に下落をいたしました。

14 年半ば以降はほぼ回復をしてきているという状況でございますが、真ん中のグラフが 品種別に見たものでございまして、これを品種別に見ますと去勢和牛と書いてございます が、黒毛和種などの和牛でございます。 A 5 や A 4 というのはサシの入る高級牛肉でござ いますけれども、こういったものは自由化後、価格は少し下がったものの自由化の影響は 小さく、高水準を維持してきていたわけでございます。 B S E で下落をいたしております が、14 年 11 月には発生前の水準にまで回復してきてございます。

一方、酪農の副産物で出てまいります雄の子牛を肉用に育成して肥育をした、いわゆる乳用種でございます。このホルスタイン種につきましてはサシが入りにくく、品質的に輸入牛肉と競合することもございまして、輸入自由化後低下傾向で推移をしてきております。その後若干の変動がございますが、BSE発生後の下落幅も大きいものがございまして、その後一時14年度の半ばごろ、発生前の水準まで回復したわけでございますが、その後再び低水準で推移をしております。

なお、アメリカのBSEの発生後、価格はこのホルスタイン種につきまして上がったわけでございますけども、最近は落ちついた値動きになっているという状況でございます。

こういった牛肉の価格の変動の影響も受けまして、肥育する素牛となります子牛の価格につきまして、(5)の右下の表に書かせていただいております。輸入自由化後は、やはり低下したわけでございますけれども、和牛では近年やや価格は回復しつつ、安定的に推移をしているという状況でございます。

BSEの発生によりまして、13年、14年と低下はしておりますが、15年は上がっておりまして、近年にないぐらいの高い水準になってきているという状況でございます。

一方で、乳用種のホルスタイン種でございますけれども、右下の表の乳雄(生後7~10日)というのと(生後6~7カ月)というのがございますが、上の(7~10日)というのが生まれたばかりの雄牛、いわゆるヌレ子の価格でございますし、それを6カ月ないし7

カ月育成した子牛の価格がその下に書いてございますが、変動はございますが、低い水準 で推移をしているという状況にございます。

続きまして9ページに移りますが、肉用牛経営の動向でございます。肉用牛の飼養戸数につきましては近年、対前年比で一貫して減少しております。減少率は5ないし8%台ぐらいでございますが、飼養頭数につきましても、わずかに減少傾向で推移をしているという状況でございます。

こうした中で、1戸当たりの飼養頭数は増えてきているわけでございます。右の表の中の肉用牛の欄の下に「うち子取用めす牛」がございますが、子取用めす牛を飼って子牛を生産して売っている繁殖経営でございますが、これにつきまして規模を見ますと、例えば平成9年、1戸当たり 5.4 頭となっております。15 年にはこれが 7.6 頭と増えております。少しずつ増加してきておりますが、依然として小規模であることには変わりございません。

「うち肥育牛」と書いてございます肥育の方でございますけれども、これにつきましては平成9年に60頭となっておりまして、これが平成15年には95頭に増加をしてきているということでございます。

続きまして 10 ページ、担い手の動向でございます。肉用牛経営におきまして、高齢化が進行しているということでございます。特に繁殖経営では、右のグラフにございますように、65 歳以上の割合が、平成7年には23.8%でありましたのが、12 年には36.7%と4割弱の水準になっています。

続きまして、収益性の推移についてご説明させていただきます。経営類型別にこの収益性の推移を見たものが右下の表でございます。まず、繁殖経営でございます。先ほど申し上げましたように、和牛の子牛価格は近年回復しつつ、安定的に推移をしている状況でございまして、こういった点で収益性はよくなってきたわけでございますが、13年度はBSEの影響で低下をしてございますが、その後14年度以降回復をしてきているという状況でございます。

それから肥育経営でございますけれども、肥育経営は肉専用種と乳用種と2つ書いてございます。いずれも生産物であります牛肉の販売価格と、それから肥育のもとになります子牛を購入したときの価格の動きによりまして収益性が変動してくるわけでございますけれども、和牛などの肉専用種の肥育経営におきましては、13年のBSE発生では、枝肉価格の下落で所得がマイナスになるという事態になっておりますが、その後は回復傾向にあ

るわけでございます。

一方、乳用種の肥育経営でございますけれども、平成 10 年、11 年と所得がマイナスになっております。総じて厳しい状況にあるわけでございます。特に 13 年、14 年は B S E の影響によりまして、大幅に所得がマイナスになってございます。

このように、非常に厳しい状況であるわけでございますが、対策といたしまして、こういった収益変動から肥育経営の安定を図るという対策といたしまして、生産者と国の積み立てによりまして、肉用牛肥育経営安定対策事業、いわゆるマルキンと呼ばれております事業が行われておりまして、所得が家族労働費を下回ったときに、その不足分の8割まで補てん金が交付されるという事業を実施しておるところでございます。

また、BSEのときには特別対策といたしまして、さらにBSEマルキンというもので物財費への補てん金も交付されたわけでございます。例えば平成14年度でみますと、マル緊事業とBSEマル緊事業と合わせまして、10万4000円の補てん金が交付されておりまして、これによりまして肥育経営が支えられているという形になってございます。

ただ、現状をみましても、乳用種の肥育経営におきましては、15 年度前半は枝肉価格が B S E 発生前の水準より下回っているという状況で推移しておりましたことから、マルキンの補てん金を受けても、なお厳しい状況でございます。

年度後半に入ってからは枝肉価格が少し回復し、収益性もやや回復をしてきているという状況でございます。

なお、資料にはございませんけれども、ちょっとここでご説明させていただきますが、 乳用種の肥育経営に素牛を供給しておりますのが乳用種の育成経営でございまして、酪農 家から生まれたばかりのヌレ子を購入しまして、6ないし7カ月育成して子牛にして、肥 育用素牛として販売するという経営のことでございますが、この収益性につきましては、 販売する子牛の価格と購入するヌレ子の価格の変動により影響を受けるわけでございます が、資料の8ページに戻っていただければと思います。

8ページの右下に、子牛価格の表をつけております。その下の方に乳雄の価格(生後7~10日)というのと(生後6~7カ月)というのがございます。この生後7~10日というのが、いわゆるヌレ子の価格でございまして、これを育成経営で6~7カ月にまで育成をしまして販売するということでございます。

例えば 15 年度の欄で見ていただきますと、ヌレ子の価格が 3 万 8000 円でございます。 子牛の価格が 5 万 7000 円とあるわけでございます。これは 3 万 8000 円のものを育成して 5万 7000 円で売っているわけでございますが、3万 7000 円のものを育成するときの育成 経費が8万円弱ぐらい、実際にはかかっております。

そういう経費がかかっているものが5万7000円でしか売れないわけでございます。最近ではもうちょっと安く、4~5万ぐらいでしか売れないという状況でございまして、採算的には極めて厳しいものになっているわけでございます。

しかしながら、輸入自由化の影響を乳用種は最も受けているわけでございますが、影響を受けるとされた子牛の生産を守らなければいけないということから、肉用子牛の生産者補給金制度がございまして、これによりましてこういった育成経営にも補給金が交付されまして、この経営が支えられているという状況にあるわけでございます。

もとに戻りまして、11 ページに移りたいと思います。経営につきまして、生産コストを 規模別に見たものでございます。一番右に3つグラフがございますが、一番上が繁殖経営 でございます。小規模経営が多いわけでございますが、それでも20頭以上層のような、そ れなりに大きいものもございます。

一番左に4頭層の小規模経営の一番上の労働費を見ますと、生産費の半分以上を占めている形になってございます。これが20頭以上層では3分の1以下にまで減少してきている。

こうしたことから見まして、規模拡大による多頭飼育によって所得をふやす可能性は大いにあると考えられるわけでございますが、先ほど申し上げましたように高齢化が進んでおりまして、小規模層が経営を中止していく中で、担い手の育成、規模拡大、さらには優良な牛の確保、飼料基盤、草地の確保を総合的に推進していくことで、繁殖地域の活性化を図っていくことが重要だろうと考えております。

それから肥育の方でございますが、肥育経営のコストを見たものが右側の真ん中と下で ございます。真ん中は肉専用種、下が乳用種でございます。

肥育経営におきましては大規模化が進んでおります。生産コストに占めるえさ代とか素 畜費など物財費の割合の方が大きくなっておりまして、労働費の割合は小さくなっており ます。

そういったことから、ある意味では規模拡大によるコストの低減効果は小さいものとなっておりますが、特に乳用種の肥育経営におきましては、枝肉価格が先ほど申し上げましたような低い水準にある中で一定のコストがかかりますので、1頭当たりの利益は薄い、ある意味で薄利多売みたいな状況になってきております。このため、価格やコストの少しの変動が、所得に大きな影響を与えてくるということになっております。

こういった状況を踏まえまして、肉用、乳用種の肥育経営につきまして今後の課題といたしましては、やはリー層コストの低減、例えば肥育期間の短縮をするとか、一貫経営に移行するとか、未利用資源をえさとして利用するとかが必要であり、また、国産として安全・安心という付加価値のPRをして有利販売を進めることが必要であると考えられるわけでございます。

それから、乳用種につきましては先ほど申し上げましたように、酪農経営がヌレ子を副産物として販売をいたしまして、それを育成経営が育成して子牛にし、その子牛を肥育経営が肥育して肉にするということで、酪農経営、育成経営、肥育経営の三者が関係してきているということでございまして、この全体を見て今後のあり方等を考えていく必要があるうかと思っているところでございます。

12ページ以降には、飼料の関係ですとか、畜産環境対策の関係の資料をつけさせていただいておりますが、これらにつきましては、次回以降詳しく資料を用意いたしましてご説明させていただくこととしておりますので、説明は省略させていただきたいと考えております。

また、畜産物の需給や流通、家畜衛生、安全性の問題につきましては、第3回の畜産企 画部会で詳しくご説明させていただくことを予定しております。

なお、資料9といたしまして、今申し上げた事項も含めまして、畜産全体をめぐる動向 について詳しい資料を用意しておりますので、後でご参照いただければと思います。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは引き続き、「家畜改良をめぐる情勢」について、畜産振興課長にご説明をお願いいたします。

塩田畜産振興課長 それでは、資料 10 をお手元の方によろしくお願いします。

畜産全体の中で、特にもとになる家畜について、「家畜改良をめぐる情勢」ということでご説明したいと思います。 資料 6 にありますように、増殖目標を今定めておりますので、その関係ということで見ていただければと思います。

家畜の改良とは、まさに家畜の能力を引き上げていく、良くしていくということでございます。このお手元の資料も、そういう意味で、それぞれの家畜ごとにまとめさせていただいています。概要を見ていただければと思います。

1ページから。まず、酪農のもとである乳用牛でございます。ここは改良体制というこ

とで始まっておりますが、要は乳用牛につきましては、その能力をどのように伸ばしていくかということです。この1ページでいきますと、右下の方にございますが、経産牛1頭当たりの乳量、乳脂率、無脂固形分率、こうした数字が上がっていくかどうか、ということです。

また、もちろん飼養管理という意味では、飼いやすさとか、あるいは回転という意味では、できるだけ早い機会に子供を産む状況をつくるという形で、改良というものがあるかと思います。

具体的には、この1ページの右の方に非常に細かく記述しておりますけども、乳用牛の 改良体制というのは、乳用牛を飼っている酪農家の皆さん方のところで、実は真ん中に点々 で牛群検定と書いてありますが、酪農家の皆さん方が牛の能力をちゃんと調べる。毎日、 日々どれぐらい乳が出ているかなという、そうして調べたデータをうまく使いながら、一 方で交配していく雄牛はたくさんいますが、雄牛をいいものを使えば子供たちがよく乳が 出て能力が伸びていくということで、後代にどんどんいいものをつくっていこうというシ ステム、体制が動いているということでございます。

1ページ下は、今申し上げましたように能力の推移ということです。 1 頭当たりの乳量 も右下の方にありますように、5000kg あるいは 7000kg、今 8000kg と非常に伸びて乳量的 には推移しています。もちろんえさのやり方によっても変わりますが、やはり牛そのもの を乳の出る牛にしていく、という形で変わっております。

2ページを見ていただけますでしょうか。今申し上げましたように、じゃあ、改良を進めるのにどうしたらいいかということで、一つには検定牛という言葉を書いています。これは、農家の皆さん方が、飼われている雌牛の能力が非常に伸びてくるようにということが根っこにございます。

そこで、実際に乳がどれぐらい出てきているかということ。今言う飼養管理とは違った 意味で、牛そのものが出やすいかどうかということで、右の方の資料では、だんだん上が ってきているなと見ていただければと思います。

もう1つは、子供たちをつくるということで、その次の表が種雄牛と書いてありますが、 どういう能力のすぐれた、お乳の出やすい雄牛をかけていくかということで、遺伝的能力 の推移を見ている。これも右肩上がりで、いい雄、いい雌という形の中で後代をつくって いくということをしております。

もちろんそういう意味で、家畜の能力を今後どう見ていくかということについて家畜改

良増殖目標の中で、能力、乳量等々それぞれの項目について定めております。

続きまして、急ぎますが3ページで肉用牛です。これは肉用牛の中での和牛と言われる 日本の牛、一番多いのは、表面的に黒い黒毛種でして、九州の褐毛和種、あるいは無角、 短角といった、日本固有の和牛がおります。

この肉用牛についても、能力という意味では、飼いやすさ、あるいは早く大きくなる、 あるいは肉質がよいとかいろいろございます。これも乳用牛と同じようにいかにいい子供 たちをつくっていくか。そのためにはその子供たちをつくる、お父さんになる、種雄牛に ついていかに良いものを選んでいくかということです。

下の体制の中では、能力を調べることを検定と申しますが、直接検定、後代検定という ものがあります。後代というのは、子供たちのことであり、その能力を調べる検定をする、 ということです。

4ページを見ていただけますでしょうか。こうした肉用牛の能力につきましてですが、 やはり話題となりますのは、右の方にありますように脂肪交雑、これは俗にサシと言われ るものです。

それともう1つは、1日当たりで早く大きくなるかどうか、太るかどうかということです。やはり肉牛ですので、そうした増体量についてもポイントがあるかと思います。

実際の肉質ということと、増体を相かけ合わせながら改良をどう進めるかということが、 今後のポイントかと思います。

引き続き、5ページ。今度は豚でございます。豚につきましては、今実際に黒豚がよく 言われておりますが、これはバークシャーという黒い豚ですので黒豚と言われますが、一 般的には毛色からいったら白い豚でございます。

コマーシャルで今、肉になっておる豚は、5ページの右の真ん中の方のランドレース、 大ヨークシャー、デュロックと書いてありますけど、これはそれぞれ豚の種類です。ランドレース種、あるいは大ヨークシャー種、デュロック種という豚で、それぞれちょっとず つ違う特徴を持っています。

こうした豚のそれぞれ違う品種の特徴をうまくかけ合わせていく。かけ合わせたところにまたかけてということで、3元をかけて肉の豚ができていく。だから農家では、こうした肉豚をつくるに当たっては、そうした3種まざったものが一番飼われているという状況です。

そうすれば改良という意味では、それぞれもとになる品種、3つだったら3つ、あるいはバークはバークシャー、それぞれの品種についてその能力を引き上げていくというのが、 改良でございます。

そのために一番大事なのは、今申し上げましたところの純粋種をいかに保存しておくか、確保するか。それでいい能力を出すようにするかです。豚の場合は牛と違って、1回に子供たちが10頭、あるいは12~13頭生まれます。牛の場合だったら通常1頭ですが、そういう特質を生かしながら、能力の高い、いい系統をつくっていくということを今やっております。

6ページ、豚の能力とはということでございます。右の方に例えばということで産子数、あるいは1日当たりの増体量、上物率とありますが、この産子数というのは、1度の分娩で子供の数が実際にどれぐらいかということで、大体今ちょっと横ばいぎみになっておりますが、基本的には11、あるいはそれを上回るということで、できるだけ伸ばしていくという方向です。

2つ目の1日当たり増体量は牛と同様に、やはり早くすくすく育つということです。

そういう意味では先ほど申し上げましたように、今後それぞれ系統を残しながら、あるいは維持しながらうまく能力を高めていく体制を整えるということで、国、家畜改良センター、都道府県の皆さん方、また農家の皆さん方ということで、官民それぞれの体制の中でやっております。

7ページ以下、また畜種が違っております。まず、馬というのは一般的に軽種馬で競走馬になるものがあります。一方では、農用馬ということで、古くは牽引するという農用に使われていたものですが、今は肉馬としても使われています。一部競走馬では、北海道では挽曳競馬というのが行われていますが、農用場、軽種馬等々ございます。

また乗用馬、在来のそれぞれ馬等々いますが、これらについても特に農用馬については、 生産性から見れば早く繁殖が始まる、子供たちが早くできるようにしていく、ということ 等々が問題になっているかと思います。

続きまして8ページ、めん羊・山羊でございます。かつて、戦後は非常に数が多かったですが、今、めん羊・山羊とも激減しております。飼養戸数を見ていただきましても、本当にここ10年、15年の間にどんどん少なくなってきているという状況でございます。飼養頭数についても、めん羊で言えば約1万頭になり、山羊で2万頭になっております。

しかしながら、それぞれもともとは毛から肉へと、あるいは山羊の場合は肉と乳だと思

いますが、そういう中で健康食品、地域産品として取り組んでいただく市町村がございますので、これにつきましても家畜改良を進めていくということで、先ほど申し上げた生産 性の向上等に努力するということでございます。

そういう意味では9ページにありますように、先ほどのそれぞれの畜種と同様の形で、 増体量等々を定めております。

10 ページは鶏でございます。先ほど申し上げましたように、家畜改良増殖目標と同時に、鶏の改良増殖目標を定めることになっておりまして、鶏につきましても現在ございます。

鶏の場合は、卵用と肉用と2種類ございます。それぞれコマーシャル、実際に卵あるいは肉をとるものにつきましては、どちらかというと豚なんかと似ているかと思います。ものすごく回転が早いという中で、いい系統をつくっていく。卵をどんどん産むということで、そういう意味では回転に合わせて進めるということで、一般の家畜とちょっと違っております。

国のほかセンター、都道府県、民間がいろいろ連携をとりながら進める。一方で、当然 でございますが輸入がかなりふえております。

そうした中で能力につきましては、卵をたくさん産む、重量が大きくなる、あるいは早く育つということが、当然ながらそのポイントになっております。10ページ、11ページ、それぞれ卵用鶏、またはブロイラーにつきまして、そのあたりの数字、あるいは項目について挙げさせていただいております。

そういう意味では、早くすくすく育ってたくさん卵を産む、あるいは出荷するという状況が、生産のベースの中で上がっていくという形だと思います。

以上のような、それぞれ畜種さまざまでございますが、「家畜改良をめぐる情勢」の概要 は以上でございます。ありがとうございました。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、我が国の畜産をめぐる最新の話題でございますけれども、「アメリカにおけるBSEの発生」と、それから「国内における鳥インフルエンザ」の問題につきまして、 衛生管理課長にお願いいたします。

栗本衛生管理課長 それでは、私の方から説明をさせていただきます。

新聞、テレビ等でかなり詳しく報道されておりますのでご承知のことが多いかと思いますが、まず、米国におけるBSEの発生につきまして、資料11に沿いまして概略の説明をさせていただきます。

まず、BSE感染牛の概要でございますけれども、ホルスタイン種、乳牛、黒白のぶちの牛ですが、ホルスタイン種6歳半、1997年春、4月9日に生まれた牛でございました。出生農場は下の方に書いてありますカナダのアルバータ州で生まれて、2001年9月にカナダからアメリカのワシントン州、マブトンにあります発生農場の方に導入された牛でした。資料11の最終ページに、農場に関する地図がつけてございます。アルバータ州で生まれてマタワというところの牧場に一時係留された後、マブトンの牧場で飼われていて、ここで発見されたという動きをしております。

もう一度 1 ページに戻っていただきまして、検査の概要ですけれども、12 月 9 日にダウナー牛、歩行困難な牛ということで、サーベイランスの対象に供されております。この検体はまず、アメリカの農務省国立獣医局研究所に送られまして、12 月 23 日に感染が推定されるという判定がされております。

ですが、確定診断をするために、この検体を英国の国際リファレンス研究所に送付しております。我が国でも初発例のときは、やはりここへ送って確認をしてもらったという 経緯がございますが、アメリカの場合も同じようにしております。

25日に、そちらの方でも間違いないということで確定をしたということでございます。 次は、アメリカにおける調査状況でございます。まず、飼育農場についてはすぐに隔離 措置がとられて、同居牛ですとか本牛の移動歴の調査が順次行われております。それから、 この牛の子供の調査についても順次調査が行われたということでございます。

ちょっと詳細は省略いたしますが、次のページにもずっとそのことが書かれておりまして、同居牛につきましてはかなり追跡が進んでおりますけれども、日本で言いますところの疑似患畜に当たる牛がまだ完全に追い切れていない、あるいはその処分が完全に終わっていないという状況であるようでございます。

それから3番目のところは、米国の追加的なBSE対策でございます。これは昨年 12 月 30 日に発表されたものですけれども、一部は今月1月12日から始まっているものもありますが、歩行困難な牛、ダウナー牛、へたり牛とかいろいろ言われておりますが、こういう牛については食用に回さないということが一つございます。

それから、BSEの検査中の牛肉は、BSEの陰性が確認されるまで流通に回さないということ。

それから、特定危険部位の除去の義務づけ。これは30カ月齢牛の脳、脊髄、その他とされております。

それから、AMR、これは高圧で骨を破壊することなく肉を採取する方法がとられていたんですけれども、これについては規制を強化するということでございます。

それから、牛の個体識別制度の導入なども発表されておりますけれども、詳細がよくわかっていない、例えば特定危険部位ですと、日本の場合はすべての牛について除去をしているということがございまして、まだ十分な措置がとられているとは考えられておりません。

それから、米国のこういった対策につきまして検証するために、国際的な専門家を招聘 することも発表されております。

日本側の対応でございますけれども、これもご承知のとおり 12 月 24 日にわかった時点で、厚生労働省、農林水産省、連携を取り合いまして輸入をとめております。そしてその後、次のページにございますけれども、食品安全委員会とも連携をとっておりまして、12 月 29 日、アメリカから代表団のような方々がいらしたわけですが、このときも食品安全委員会、厚生労働省と外務省とともに対応しております。

それからこのページの下の方、1月15日には亀井農林水産大臣とヴェネマン米国農務長官が電話会談もしております。

さらにその次の4ページの(10)をごらんいただきますと、1月23日に再度米国からの 代表団が来ております。これらにつきましても、いずれもまだ具体的な輸入再開の協議と いう段階には至っておりませんで、さらに意見交換を続けていく、引き続き協議をしてい こうということになっております。

現在、諸外国の対応ですけれども、米国からの牛肉等の輸入停止措置を講じた国は、5 番に書いてある国。多くの国でこういう対応がとられております。

それから、1月8日から18日の間、これも食品安全委員会事務局、それから厚生労働省とともに政府の調査団という形で、アメリカ、カナダに調査団が行っております。その調査の概況につきましては5ページ以降、別添として添付させていただいておりますが、詳細は省略させていただきまして、7ページの5にまとめがございますので、ここだけごらんいただきたいと思います。

- (1)今回のBSE感染牛のカナダでの同居牛が米国に輸出されており、また、当該牛にカナダで給与された肉骨粉が米国へも輸出されていた可能性がある。
- (2)米国とカナダでは、肉骨粉を含む飼料・飼料原料・家畜・畜産物等が相互に流通し

てきており、牛肉関連産業が強く統合されている。また、BSE対策についても従来から 同様の措置が講じられてきている。

- (3)米国の肉骨粉等の牛への給与禁止措置の実効性については、交差汚染等、直接は給与していなくても、何かがまざっていってしまうということの可能性が否定できない。
- (4)こういったことから、米国とカナダでBSEに関する汚染状況に大きな相違があるとみなすことは困難であり、今後、米国においてBSEが発生しないという保証はない。
- (5)なお、今回の調査で明確にならなかった点については、米国・カナダに更なる情報 提供を求めているところでございます。

BSEに関しては以上でございます。

続きまして資料 12 に沿いまして、国内における高病原性鳥インフルエンザの発生についてご紹介させていただきます。

家畜伝染病予防法という法律がございまして、これに基づきまして、高病原性鳥インフルエンザという病気が家畜伝染病に指定されております。この高病原性というのは、鳥にとって病原性が高い、死亡率が非常に高いという意味でございます。

これの発生が国内では 1925 年、大正 14 年には東京と千葉と奈良であったようでございますが、それ以来 79 年ぶりの発生がございました。

発生の概要ですけれども、山口県阿東町の採卵鶏の農場、飼養羽数が3万4640羽という、 そんなに大きくない規模の養鶏場での発生でございます。

経過でございますが、1月11日に、管轄の家畜保健衛生所から県庁経由で私どもの方に 鳥インフルエンザの発生を疑う旨の連絡がございました。検体がすぐに独立行政法人農 業・生物系特定産業技術研究機構の動物衛生研究所に送られまして、すぐに検査が行われ ました。

12 日末明、1時過ぎでしたけれども、H5亜型ということでタイプが確認されました。 H5型ということになりますと、家畜伝染病予防法に基づく高病原性鳥インフルエンザに 該当するということで、この時点でこの法律に基づく患畜という確定がされております。

動物衛生研究所におきましては、さらに病性鑑定、調査を続けていきまして、H5のタイプ、さらにN1型であることが確認をされたのが13日でございます。

さらに 20 日には、遺伝子解析の進捗状況といたしまして、このウイルスは鳥由来のものと判断されるということ。そして、香港で鳥から本病に感染した人から分離されたウイル

ス株とはどうやら異なっているという判断がされています。さらに、韓国やベトナムのウイルスとの比較等を進めているところでございます。

防疫対応の状況ですけれども、初動防疫は山口県庁の方の指導で、発生農場では早くから必要な措置がとられておりまして、発生が確認された後も公衆衛生部局と連携しつつ、法律に基づくことと、それから昨年9月につくっておりました高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルというマニュアルに沿いまして、発生農場の措置、周辺農場の措置が的確に行われてきております。

発生農場の防疫措置につきましては、既に殺処分、鶏は全部安楽死をさせまして、埋却をして消毒をしてもらっております。すべての措置が21日に完了したという報告でございます。

それから、1月15日には専門家による家きん疾病小委員会という先生方の集まりがございまして、それを開催させていただいて、いろいろ助言もいただいております。

そうしたことを踏まえて、現在必要な対策を進めているところでございまして、今のと ころ続発等の報告はございません。

その他のところですけれども、生きた鳥との接触等によって人に感染した例は知られておりますが、食品を食べることによってインフルエンザウイルスが人に感染するということは、世界的に報告されていないということでございます。

厚生労働省におきましても必要な措置をとってもらっておりまして、現在、連携をとり ながら対応を進めているところでございます。

それからアジア各国でも、諸外国、かなり発生が広がっておりましてご心配をおかけしておりますけれども、発生がわかった時点あるいは疑わしい段階で、水際での対応はさせていただいております。

鶏の感染の拡大をまず抑える、それによって人への感染の可能性も絶つという形で、徹底した対応を今進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

以上で、事務局からの説明が終了したわけでございます。

意 見 交 換

生源寺部会長 ただいまの事務局の説明も踏まえまして、今後3時ぐらいをめどにご自由にご発言をいただきたいと思います。

この部会の運営に関することでも結構でございます。どんなことでも結構でございます ので、ご自由にご質問、あるいはご意見をいただければ幸いであります。

平井委員。

平井委員 アメリカのBSEの問題で、一昨年からこのように我々業界、大変な迷惑がかかって、やっと元に戻りつつあるのですけれども、マスコミその他の報道で12月、1月は非常に厳しく、パニック状態になるという問題が出たんですが、1月30日になると消えてきたということで、非常に安定化したような報道が流れておるんですが、本当は今から日本国内の牛肉がなくなってくるわけなんですよね。

本当になくなる時分に報道が落ちついたような感覚になってきておるわけですけれども、この辺が僕らは非常に消費者の皆さんに緊迫感というか、悲壮感というものに変わるのは、大変なパニック状態が牛肉、あるいは鶏のインフルエンザで供給源が全く絶たれているのが現在ですから、これの現状のつらさが出てくるのが2月中ごろからなんです。この辺が心配。

今、鶏のインフルエンザの問題も厚生労働大臣が、日本では鶏から人にうつらないと。 これは非常にありがたいんですけれども、販売流通の違いをもう少し明確にしてほしいな と。昔の日本も、生きた鶏を市場で商いしていた。それが近年衛生的になって、殺菌、抗 菌ということで処理が別になったから、日本では鶏から人間にうつりにくいということを 言っていただいておるのはありがたいんですが、地鶏、それから都市の地卵の業者に関し ては、非常に危機感があるんですよね。

規模の大きいブロイラー、あるいは採卵鶏の生産者は何千羽、何万羽ですから、非常に大衆と接する機会が少ない。フェンスを張ってちゃんとしておりますけれども、地鶏とか地卵は 300 から 500 ですから、民間の人が非常に不清浄に接しておるわけです。鳥インフルエンザの広がっている韓国から何時間でフェリー、オートバイ、四駆で行き来できるわけなんですよね。それが走り回っているということで、今は出ていないけれども、これが地鶏に感染されたということがもし出たら、大変だなという感覚を持っておるんです。

アメリカのBSEに関しても、日本の消費者も我々もあわせて、もっと危機感がなけれ

ばうそだと思うんですよ。ただ日本の衛生と、アメリカとの安全・安心が違うという問題で長引いているということで、何か対岸の火事みたいな感じでおりますけれども、もっと 緊迫で、大変な時期が今月じゅうに起きると思うんですよね。

鳥インフルエンザも同じことだと思うんですよ。この辺を今から増産、増頭ということでやっていく上で、このインフルエンザもどこでストップしてくれるんだろう。2カ月でブロイラーは鶏肉になるからということだけども、果たして国内の生産農家が、いつ感染するかわからないのに増頭、増産に走ってくれるだろうか。こんな冒険をしてくれるだろうかということもありますし、豚は半年、牛の場合は3年かかります。こういう大きい問題が出た後で、増産、増頭に取り組む上において、今後こういうことが起きた場合、このような処置があるんだろうということで、それじゃ子牛を繁殖しようか、肥育しようか、豚も繁殖をやって肥育しようか、鶏も同じだと思うんですよ。

ここ4~5年で口蹄疫、O157から始まって、BSE、インフルエンザと立て続けに 世界的な病気の蔓延した中でこういう問題が出ておりますので、まずその辺も検討してい ただかないと、国内の増産、増頭は非常に難しい問題があるんじゃないかなかと、私思う んです。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

いかがでしょう、今、かなり幾つかの点をご指摘になったわけですけれども、関連して もしご発言なり質問があればお受けしたいと思います。

よろしいですか。

それではほかの点でも結構でございます。一問一答、お1人が発言されてそれで事務局がすぐという形にしますと非常に時間がかかると思いますので、何人かのご発言があって、 その後で少しまとめて事務局からご回答いただこうかと思いますが。

どうぞ、矢坂委員。

矢坂委員 多少、平井委員のお話とも関連しますので、3つほど簡単に意見を申し上げます。

今リスク対策が非常に重要で、そうでないと生産計画等もままならないのではないかと いうお話がございました。リスク管理は、川上部門である生産の場だけではなく、流通を 含めて川下部門にも欠かせません。

畜産物が直面している問題を踏まえると、畜産物全体のフードチェーンの中で、どのよ

うに円滑に情報を流して、また的確な安全対策をとっていくことができるのかということ が重要になっていると思われます。

平成 12 年に策定された酪肉近基本方針では、生産者と消費者のコミュニケーションという点は明示されておりますが、フードチェーン全体のコミュニケーションという視点がないように思われます。

折しも、牛ではトレーサビリティーが動き始めて、これから定着させていく過程にあります。川上部門から川下部門に至る過程で、食品にどのようなリスクがあり、それがどのように対処していくのか、また消費者にどのような情報を伝えていくのかということを重視すべきであろうというのが1点目であります。

2点目はマスタープランの再検討が検討課題でありますので、もう少し中長期的な視点に立った畜産経営の多様性について議論を深めていく必要があると考えます。いずれの畜種の経営でも、経営の多様性が進んでいくと思われます。とりわけ酪農や肉用牛部門では単なる規模拡大ではなく、経営組織の統合や事業の多様化といった展開に加えて、分別流通などを取り入れ、トレーサビリティーを導入して畜産物の付加価値を消費者に伝えようとする経営が多くなっていくかもしれません。

例えば、その中でも酪農では、放牧や、または有機酪農などを試みていく経営者が増えていくでしょう。数百頭さらには千頭を上回る乳牛を飼養するメガファームの登場は数年前からすでに酪農の担い手ビジョンと関わって関心を集めています。

したがいまして、畜産の今後の生産、経営のマスタープランを考えるときに、今日、まだ点としての存在にすぎないとしても、多様化しつつある経営の動向を的確に把握しておく必要があります。ご説明いただいた資料等は、必ずしもこのような今後の動きを展望しようとする視点から整理されていませんが、多様化する経営の実態について資料をご用意いただいて、中長期的なビジョンの議論を進めていくべきでしょう。

最後に3点目は、畜産物価格等部会で検討されるのかもしれませんが、近年の政策改革がについての評価をしなければなりません。例えば酪農では、加工原料乳生産者補給金制度の改正が行われました。実際には、補給金の仕組みが変わっても、需給実勢を反映した市場価格は形成されておりません。この間になされてきた施策の評価を踏まえて、今後の生産計画等を考える必要があると思います。この点についても詳細な資料をご用意いただいて、議論を進めていくべきでしょう。

以上です。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは、特に平井委員からご質問等ございましたので、食肉鶏卵課長でよろしゅうご ざいますか。

佐藤食肉鶏卵課長 食肉鶏卵課長の佐藤でございます。

今、平井委員から幾つかご指摘いただきましたが、まず牛肉につきましてはご案内のように、93万tの全体需要の中で50万t強を輸入に頼っておりまして、そのうちアメリカから24万tとなっております。このアメリカ産の牛肉がBSEの関係で、現在ストップしておるという状態になっております。

確かにこれは大きな数量でございますので、私どもの方としましてまずとった措置としましては、1月上旬にオーストラリアに職員を派遣しまして、どのくらいの日本への供給増が見込めるかといったことの準備といいますか、調査に行ってきております。オーストラリアにつきましては、年間大体26万tの輸入をしておりまして、これについては結論的に申しますと、一定量の上積みが見込めるといった答えが出ております。

と申しますのは、実はオーストラリアからアメリカに 38 万 t 程度輸出しておるといったような数量がございまして、これは商談ベースでございますが、そのうちの一部が日本に充てられるんじゃないかといった情報が一つ。

それと、オーストラリアの中にも 26 万 t 程度、穀物肥育した牛肉が自国で消費されておるんですが、この一部も充てられるんじゃないかといったことで、数量的には確たることは申し上げられませんが、一定量の供給は可能だという情報を得ております。

これは我々が確認したわけではございませんが、先週、豪州政府が試食会かなにかの場で、向こうの大使が20万t程度の供給が可能じゃないかといった数字を申しております。ただ、これは平井委員の方がずっとご専門で、私どもが申し上げるのははばかるわけですが、価格の問題でありますとか品質の問題とかいろいろございますので、我々としましては、こういったことを関係の皆さん方に情報提供しまして、オーストラリア産の供給量の増大を図っていくというのが、まず一つの大きな仕事かなと考えておるところでございます。

それともう一つ、鶏肉につきましても年間大体 50 万 t 程度輸入しておりまして、そのうち今回停止されたタイ、中国から合わせまして約 30 万 t 近くを占めております。

これとあわせまして、焼き鳥とかに向かうような調製品輸入がほかに 15 万 t 程度ございまして、これが今ほとんどとまっておるという状態になっております。

今後の需給の見通しでございますが、確かにアメリカのBSEの問題につきまして、輸入の再開の協議が今進められておりますが、どのくらいかかるについては確たることを申し上げられませんが、鶏について言えば、先ほども出ておりましたように2カ月の肥育期間で供給が可能ということで、いずれ国内生産の増大も十分検討に値するものと思っておりますが、現在我々一番考えておりますのが、先ほど申し上げました30万tの鶏肉の輸入停止のほかに、15万tの調製品の輸入の停止があるわけでございますが、きょうは衛生管理課長もお越しいただいているわけですが、とめた中で加熱処理したものについて一定の条件が整ったものであれば、相手方政府からの協議の申し入れがあって日本国政府が認めた場合には、こういった調製品で熱の通した加工食品的なものについては、輸入再開の余地があるといった衛生当局の見解でございますので、こういったことを関係業界の方に情報提供いたしまして、徐々にこういった輸入再開に向けての需給の対策を講じていく必要があるのかなと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、私ども生産者の皆さんに、牛肉についても鶏肉についてもお聞きしておるんですが、今皆さん、どういうような今後の展開になるかによって、いきなり増産して、増産した中で結構時間かかりますものですから、増産しているさなかにまた輸入再開がされれば、非常に価格が低下してしまうといったようなことで、非常に慎重になっておるといった状況もございます。一番大事なのは、私どもこういったいろんな日々の情報を積極的に公開いたしまして、需給の安定に努めていくことが必要かなと考えているところでございます。

簡単でございますが、以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

衛生管理課長、何かございますか。

追加のお答えがあるようでございます。

栗本衛生管理課長 平井委員からのご心配、幾つかご指摘いただいたんですけれど、地 鶏の関係。確かに外に出ている鶏というのは、私どもかなり心配をしております。

実は昨年の 12 月 24 日に鳥インフルエンザ、かなり韓国で広がっておりました関係で警戒はしておりまして、各都道府県と関係団体にあてて、国内防疫の徹底についてというお知らせをさせていただいております。

やはり野鳥との関連がどうしても否定できませんので、野鳥はできるだけ鶏舎に入らないようにするとか、給水源に渡り鳥が来ているようなときに注意するというようなこと、

いろいろと注意事項をお知らせしてきております。

残念ながらこういう病気につきましては、いつ本当に終息するのか、あるいはもう出ないのかということについて、余り予断を持って申し上げることができないのでございますけれども、飼っている方に、とにかく異常鶏、おかしな鶏を早く見つけていただく。見つけた場合には、できるだけ早く家畜保健衛生所の方にご連絡をいただくことが一番大事なことではないかと思っております。

現在、各都道府県の家畜保健衛生所の家畜防疫員の方々は、小規模のところも含めて指導に当たってもらっていると思っておりますので、連携を十分とっていただいて、とにかく早く見つける。早く知らせていただくということを徹底していただければと考えております。

それから、先ほどの加熱処理肉の取り扱いで、実際の衛生条件等の関係につきましては 私どもの課で担当することになりますが、条件が整っているところにつきましては、相手 国政府からの衛生条件の関係の要請を受けて、できるだけ早く対応していきたいと考えて おります。

それからBSEに関しましては、必要な措置を既にしっかりとらせていただいておりますので、今後、新たな感染はないと考えております。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆さんからご発言をいただきたいと思います。

石川委員。

石川委員 食料の自給率のアップについてちょっとお尋ねしたいんですが。現在、カロリーベースで 40%、平成 22 年には 45%にするという基本方針が一つありますけれども、今回のこの畜肉関係の資料を拝見していても、大分歩みがのろいといいますか、そんなふうに見えるんですね。

今回のアメリカのBSEとか、あるいはタイ、中国の鶏肉輸入禁止とか、そういうチャンスを使うのはいけないのかなとも思いますけれども、日本の食料の自給率アップに関しても絡んでくるし、一つのチャンスではないかなと思うのですが、その辺はいかがなんでしょうか。

生源寺部会長 そのほか関連でも結構でございますけれども、どうぞご質問、ご意見をいただきたいと思います。

神田委員。

神田委員 簡単な質問ですが。乳用牛のところで能力の推移というところで、乳成分についての数字を見ますと、乳脂肪率は3.92 という数字が上がってきております。そのことについて、私が個人的な感じかもしれませんけれども、最近の牛乳、ちょっと濃いかなという感じがしております。乳脂肪率の考え方なんですが、今後もアップさせていくのか、健康面あるいは嗜好面においてどういうふうな考えのもとにこの数字がなっているのか、お聞きできればいいなと思います。

それからもう1つ、畜産経営をめぐる情勢で資料8ですが、私もこういった話を聞くのは初めてなものですからなかなか話についていけなかったので、もしかしたらご説明があったかと思いますが、10ページ、8ページにかかわる収益性の推移というところで、たしか補てんの話ですとか交付金のお話があったと思います。ちょっと聞き取れなかったし、メモもできなかったので、簡単であればもう一回お聞きしたいのですが、もしほかに資料がここにあるよということであれば、それを教えていただければと思います。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

足立委員。

足立委員 全体のご説明の中で、言うならば川上の生産段階から流通のところはかなり 丁寧にご説明いただいたんですけど、それが食卓に届いてくるところにつながった形では、 資料が少なかったように思います。

何を申し上げたいかと申しますと、1回目、2回目の検討スケジュールを見ても、今のように、どこで生産されたものがどういうルートで食卓に届いているのか。そして、人々に食べられているのかというところが、つながりで見えにくい状態であることを心配しています。

例えば、国内生産のもの、輸入したものが、例えば食品産業をどんな形で通って食卓に来るのか。学校給食とかいろいろな形での施設給食等にどんなふうにして通ってきているのかというような、どう申し上げたらいいでしょうか、結果として何グラム食べたかのデータにいく前の段階の、いわゆる生産から食卓までのプロセスを踏んだ形で様子が見えるように、資料を提供していただくといいなと思います。今日じゃなくてよろしいと思いますので、ぜひそういう議論ができる日をとっていただきたいと思います。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは、今3人の委員の方からご意見、ご質問がございました。

所掌のところについてはお答えいただければありがたいと思います。

水田畜産総合推進室長 それではご説明させていただきます。

まず、自給率の関係でございますけれども、資料9の畜産をめぐる動向の10ページでございます。品目ごとの自給率につきまして、牛乳・乳製品と牛肉とつけさせていただいております。ここに書いてございますように、自給率を長期的に見ますと、牛乳・乳製品の自給率についても低下傾向でございまして、今69%という状況でございます。

それから、牛肉につきましては輸入自由化の関係もございまして、一時34%まで低下を しておりますが、その後BSEの関係等で輸入量が減少したため39%まで戻っているとい う状況でございます。

先ほどお話ございました、カロリーベース自給率 40%から 45%に上げていくということを、食料・農業・農村基本計画の自給率目標として掲げておるわけでございますけれども、畜産物の自給率を向上させていくことも、当然その取り組みの一つとして入っているわけでございます。特にカロリーベースで申し上げますと、畜産の自給率に関しましては、先ほど申し上げました品目ごとの自給率のみならず、それをつくるための飼料の自給率が大きく関係してくるわけでございまして、カロリーベースを考えるときに、輸入された飼料でつくられる畜産物につきましては、その輸入の比率を控除して、国内で生産された飼料の部分だけにかかわるものを自給率として、最終的にカウントするという形になってございます。

先ほどの資料の次の 11 ページでございますが、飼料の自給率がございます。飼料自給率につきまして、全体として見まして 24%という水準でございますので、国内産の牛肉とかを食べていただくとともに、飼料の自給率を上げていくという取り組みが重要になっているわけでございます。 そういった各般の取り組みをこれまでも進めてきたところでございますし、今後も進めていきたいと考えているところでございます。

それからもう 1 点でございますが、子牛生産者の補給金とか補てんの仕組みにつきましてご質問がございました。同じく資料 9 、畜産をめぐる動向の資料の 52 ページ、53 ページをごらんいただければと思います。

52ページの方が、肉用子牛の生産者補給金制度でございまして、これは輸入の自由化による影響で子牛価格が大きく下がる可能性があるということで、そのセーフティーネットといたしまして、子牛の価格が一定以上下がった場合に、生産者補給金を交付するという

ものでございます。

これにつきましては右の方に図がございますが、保証基準価格と合理化目標価格を定めておりまして、保証基準価格を肉用子牛の価格が下回った場合に、左側の方にございますように、生産者補給金が国から交付されるわけでございますが、さらに合理化目標価格以下にまで下がった場合には生産者から積み立てていただいたものも含めて、さらに交付をされるという形になってございます。これによりまして子牛の生産を確保して、国内の肉用牛生産の振興を図るというものでございます。

それから次の 53 ページにございますが、肉用牛肥育経営安定対策事業でございます。通 称マルキン事業と呼んでおります。

これは先ほど申し上げましたように、肥育経営というのは子牛を買ってきて、それを肥育して最終的に肉牛として太らせて、それを肉にして売るわけでございますけれども、牛肉の価格と、それからもともと買いました素牛の価格によりましてそれが変動することによりまして、収益が悪化する可能性がございます。

したがいまして、悪化したときのために、生産者と国とで拠出をするということでございまして、左下に図がございますが、生産者1、国3の割合で拠出をいたします。価格が下がってしまいますと、下の図の左側、通常時でございますと生産のコストよりも収入の方が多いわけでございまして、十分な所得が得られ、さらには利潤も得られるわけでございますけれども、所得が低下をして粗収益が下がってまいりますと、働いた分だけの所得が得られないということなります。家族労働費を下回ってきた場合に、その差額の8割までを補てんをするという仕組みでございまして、こういった仕組みによりまして、肥育経営の安定対策が図られているというものでございます。

なお、先ほどBSEのときにこれ以上の補てんをしたと申し上げましたけれども、これはさらに家族労働費以上に粗収益が下がってしまったときに、物財費の部分もBSE特別対策として補てんをしたということでございまして、それをBSEマルキン事業と呼んでおります。ここには資料としてはございませんが、以上でございます。

生源寺部会長 それでは畜産振興課長、お願いいたします。

塩田畜産振興課長 神田委員のお話で、乳用牛についての能力のお話をさせていただきます。

改良というのは量と質と両方直していきたい、改良していきたいということですが、量 については引き続き伸ばしていく。質の中で、乳脂率はちょっと濃過ぎる、そろそろもう いいんじゃないかというお話ですが、確かに乳脂率は私どもも目標としては 3.9%ぐらいでいいんじゃないかということで考えてとめておるんです。むしろ改良が進み過ぎたのか、乳脂率がその目標を上回るぐらいで伸びておりますが、量と質という意味では、質の方で言えば無脂固形分とか乳たんぱくの方を、我々どうしても今後まだまだ伸ばしていきたい。そうすると、抱き合わせということではないのですが、そういう意味で乳脂率の方が伸びてしまうんですが、一方では乳脂率は本当のところはとめたくて、無脂固形分あるいは乳たんぱくの方を改良して、ぜひとも伸ばしていきたいなということなので、お考えのとおり、乳脂率については大体こういうところということで、今後改良する手法というよりも、改良の視点につきましては委員のお考えのとおり進め、今後やっていきたいんですが、なかなか結果が伴っていない部分がございます。

以上でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

足立委員のご指摘、また矢坂委員のご指摘とも絡むと思いますけれども、これは恐らく 冒頭にスケジュールの中で、第3回ごろに「流通及び消費をめぐる情勢」という話題の会 もございますので、恐らくそのあたりで事務局から何かあるのではないかと思います。

それでは、ほかにいかがでございましょうか。

今委員。

今委員 家畜改良をめぐる情勢のところで、乳用牛の牛群検定事業のページがあります けれども、検定農家は多分ふえてないと思うんですよね。恐らくは減る一方で、大規模酪 農家はどんどん検定事業をやめていくんですね。頭数も多くなりますし。

そんな中で、検定のデータだけを頼りに改良を進めるということはどうかなと思うんですね。大規模酪農家、メガファームとかギガファームというそういうお話が出ましたけれども、そういうところでも本当に近代的な設備を持って、いろいろな資料もデータが出てくるんですよね。ですから、そういうデータも活用することも考えてみたらどうかなと思います。

それと、酪農の収益性の動向というところで、酪農家がいかにももうかっているみたいな書かれ方をして非常につらいんですけれども。所得率で見て、酪農は設備投資にかなりのお金がかかります。お金の動きが、例えば1億売り上げても9000万ぐらいは諸費用というか、そういう経費にかかることもあるんですよね。ほかの稲作とか麦とかがかなり低いんですけれども、所得率では多分高いと思うんですよ。ですからそういうところも表示し

ないと。

酪農家ってほとんど家族労働でやっていますし、4人で働いて 1000 万だったらずっと低いと思うんですよね。ですからそういうところとかも、ちょっと資料なんかも配慮していただいたらいいなと思います。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

そのほかにいかがでございましょうか。

阿部委員、どうぞ。

阿部委員 最初の会議ですので申し上げますが、今もお話が出ましたですし、最初に説明のあったときに、都府県を中心に、いわゆる飲用乳の生産量が低下し続けていると。これはやっぱり懸念されることだと思うんです。

それをカバーするために、今お話がちょっと出ましたけど、メガファーム、 500 頭だとか 1000 頭だとか、場合によっては 1000 頭の乳牛を飼うところが出てくるのは、これはそれなりの必然性があると思います。しかしながらそういうところというのは飼料の自給率は、多分都府県の場合には限りなくゼロに近いでしょう。

しかしながら、今まで日本の酪農を考えてきた場合に、40 頭前後ぐらいでご夫婦で、春と秋に牧草サイレージ、あるいはトウモロコシサイレージをつくりながら、いわゆる通年給与システム、通年の自給飼料給与システムということで、日本の飼料自給率、日本の粗飼料自給率の根幹を支えてきた層、そういう人たちをエンカレッジするというか、力づけていくことが必要だと思います。

つまり、多様性を重要視しながら日本の肉用牛、乳牛を展開していくんだと。それによって、最近よく言われますが、家畜排せつ物処理、それから未利用の食品製造副産物を組み入れた、そして今、農水省の皆さんがしっかりやっておられる飼料用の稲をつくって、それで発酵飼料をつくろうという仕事を一生懸命されていますが、そういったいわゆる畜産農家だけじゃなくて耕種農家も巻き込んで、そして異業種の人たちも巻き込んで資源循環型の酪農あるいは肉用牛を展開するという、日本型の酪農と言ったらいいんでしょうか、そういうことを構築するという視野で、この検討会は議論していくのがいいかなと思いますし、私自身もそういう議論ができればいいなと、参加させていただければと思います。

それからもう1点ですが、家畜の能力というのは、例えば乳用牛ですと、先ほどから塩田課長がお話しされたように、どんどん伸びてきている。しかしながら、肉用牛はそうでもないですが、ほかのものも日増体量等の肥育成績は向上してきている。それはお話のあ

ったような、いわゆる家畜の能力そのものがすぐれてきたということは間違いなくありますが、それを支える飼料、より具体的に言うと、輸入穀類の多給ということで伸びてきているという面があります。

もう一面では、先ほど言ったことと関連しますが、これからも議論になると思いますが、 飼料の自給率を向上させていくことになりますと、そこら辺の整合性、いわゆる飼料自給 率ということと、それから家畜の能力というものの整合性をとらまえたような増殖目標な り自給率の議論、それから畜産のあり方を議論していかなくちゃいけないなと思います。

これは私の、この会に参加するに際する思い入れみたいなものですが、繰り返しになりますが、そういう観点で議論をしていければ、とっても素敵な方針ができてくるんじゃないかなと思います。

以上です。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

先ほどの牛群検定につきましては、たびたびで恐縮ですが、畜産振興課長の方からお願いいたします。

塩田畜産振興課長 今委員のお話の牛群検定というんですか、酪農家で行われます牛群 検定、能力検定ですね。確かに、今農家の戸数もどんどん減ってきているんですけども、 酪農家でご存じのとおり、検定牛そのものが全国の乳牛の約5割ぐらいに絞っていると。 実際に、その率も頭数も横ばいというよりも、ちょっとふえてきているという感じです。

実際にやめていかれる方というのは、むしろ検定されていない農家の方がやめていかれる率の方が多いようです。

基本的には、そういう能力を調べられる方と調べてない方で言えば、調べている方の方の牛の能力が伸びているというのが、間違いなく数字としてございます。それは国全体平均の伸びている量と、検定されている農家の量を比較しますと、それでわかってくるということでございます。

ただ、今お話のように大規模になってきた場合、検定というか、自分のところの経営の中だけでデータをとられる方がございます。これについては私ども、農家の皆さん方がみずからの牛を見るという意味で検定するだけではなくて、先ほどのように、いい雄を選ぼうという形で皆さんに協力いただいています。

ですからこのためには、1頭でもそうした能力を調べていただいた数字を集めたい、情報として集約していきたいということで、できるだけ大規模の皆さん方にも、独自のデー

タのとり方をされているものをいかに取り込んでいこうかということで、今工夫をする。 実際にその方法にアクセスをしているという状況でございますので、ご意見のとおり、私 どもも努力していきたいと思っております。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

それでは畜産総合推進室長、お願いいたします。

水田畜産総合推進室長 酪農家の収益性の関係につきましてご質問をいただきました。 先ほど資料8の方では簡単に、経営が安定していて非常に高い水準だというご説明をさせていただきましたけれども、あわせて労働時間が非常に長いということをご説明させていただきました。

それで、資料9の23ページをごらんいただければと思いますけれども、先ほどご説明しましたのが基本的にはアのところでございまして、そこまでで先ほどの説明がとどまっておったわけですが、イのところを見ていただければ、労働時間が長いということも踏まえますと、1時間当たりの所得を見ますと、右側の上の表の一番下の欄に、酪農、それからほかの作物も並べておりますが、それほど大きな差があるわけではございません。

そういう意味では、酪農家の方は長い時間を働いて、それによって高い所得を得ているという部分もございますし、それから先ほどちょっとお話ございましたように、同じページの下にございますように、飼養規模別の所得を見ますと、50 頭層ぐらいまでは規模が大きくなるに従って収益性が高くなるわけでございますが、それを超えますと、飼養管理方式というものを、もっと手間のかからない方式に変えなければいけないということでございまして、フリーストールとかミルキングパーラー方式という形で、大きな投資をしなければいけないということから投資額が大きくなりますので、若干収益性が低下をしているということでございます。

先ほど資料8の5ページで、規模が大きくなるほどコストが下がっておると申し上げましたが、下がっている一番大きいのは労働費でございまして、これはある意味で酪農家の方々の手取りになる部分でございます。それ以外の物財費のところを見ていただきますと、80 頭以上層は若干50 頭以下層に比べて上がっているというのが見てとれると思います。これは先ほど申し上げましたように、施設投資という面があろうかと考えているところでございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

そのほかいかがでございましょうか。

吉田委員。

吉田委員 先ほど豚のご説明の中にありましたけれども、豚の純粋種の確保というのが出てきました。その純粋種の件ですけど、今や本当に純粋にやっている農家が少なくなっております。というのは、仕上げてもなかなかそれが収益に結びつかないということがあるんですね。それで、県なり国なりがやっている系統造成、そういう面ではかなりふえている中で、やはり純粋種というのは一番大事な部分だと思うんです。その辺のところでバックアップをある程度してほしいなというのは、全部の生産者の願いであり、それがなくなってしまったら、本当にこれから先のトレーサビリティー等があったときに、きちんとした血統能力をつないでいくものがなくなってしまうんじゃないか。何でもいい、要するに肉豚から上げてもいいとか、そういった形になってしまう。そういう部分がかなり多くなってくると思うんですね。

そういったことを考えるときに、国も県もそうですけども、あと一般ブリーダーが何とかやって生き残っていけるような確保のやり方に、少し国が力を入れてほしいなと思う部分であり、また生産者も張り合いを持って純粋種を残していけるような施策を考えてほしいなと思っております。よろしくお願いいたします。

生源寺部会長 よろしゅうございますか。

それでは塩田課長。

塩田畜産振興課長 豚につきましては、確かに先ほどご説明しましたように、実際食べているコマーシャルは3元まざっています。そういう意味では純粋種というのは、いつの間にか、だれかが持っているだろうではいけないということで、吉田委員のお話のご指摘につきまして十分配慮しながら、対策、施策を講じているところでございますが、引き続き努力したいと思います。

生源寺部会長 ありがとうございました。

そのほかいかがでございましょうか。

増田委員。

増田委員 畜産部会が今年この時期というのは、大変重要な機会というふうにとらえて、この場の議論が進んでいくといいなと、私は最初から思っています。国民の食生活の安全とか安心というのが言われ始めて、結局のところこれは畜産に課せられている課題だということを気がつきながらも、また通り過ぎてしまいそうな危機を感じているのは、恐らく私だけではないと思うんです。

畜産で言いますと、先ほど阿部先生がおっしゃられましたけれども、自給飼料による安全な畜産を進めている酪農家とか肉牛農家とか、ほかの畜産家たちを育てる気概があるのかないのか、ということをはっきりうたえることができるのかどうか。

例えば、どうしても私がいろいろな場で質問させていただくと、自給飼料のところで突 き当たってしまうんですよね。輸入の方が安いんだもんで終わってしまうんです。

一方、たまたま私は放牧ということに関心を持ちまして、少し見せていただいたり、話を聞かせていただいたりしているんですが、立派に苦労しながら成立させていらっしゃる 放牧の肉牛農家も酪農家もおられます。でも、それは数としては大変少なくて、それが消費者にまで伝わっていないのが残念な結果だなと思っております。

ぜひ、この企画部会の方向としては、安全で安心な日本型の畜産の姿勢みたいなものを うたえるような機会にしたいなと。なかなか難しい道だと思いますけれども、希望を持っ ております。意見でございます。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

そのほかいかがでございましょうか。

富樫委員。

富樫委員 2点ほどございます。

今、あるいは阿部委員の方からもあったんでございますけども、酪農のこれからの経営ということで、スケールメリット、規模拡大。例えば北海道ですと、今 100 頭近くを目前としていると。平均値としてはそうなんですけども、いろいろ今ご指摘があったように、そういうような方向だけでいいのかどうか。例えば 100 頭になると、一方で飼料自給率も上げるという方向性も出てきている。そうすると 100 頭以上、例えば 3 けたになっているような乳牛の酪農家の飼料自給率を上げるということは、かなりそれは難しい話になってきます。ということは、 100 頭を賄えるような粗飼料基盤が本当にあるのかどうかということでございます。

とすると、従来から意見が出ているように、いろんな適正規模、あるいは家族経営といった、いろんな多様性に富むような経営体がこれから必要になってくるだろう。だから、 飼料自給率あるいはスケールメリット両方をねらうのではなくて、適材適所であるいは飼料自給率を考えながら、いろんな多様性の経営が必要ではないかという意見を持っております。

それから2点目ですけども、これは畜産だけに限らず話をしたいんですが、今の近代農

業、すなわち大量に生産して、大量に消費して、大量に廃棄するという、今まで私たちが20世紀に行ってきました近代農業が、いろんな意味で矛盾が出てきているというのが、今20世紀末、そして21世紀、これからの問題だと思うんです。

それの一番大きな問題は、やはり環境的なものです。要するに、私たちの大量生産、大量消費が地球の環境というものにかなりダメージを与えてきたということでございます。 それがまさしく畜産で言えば、家畜排せつ物の問題、あるいは畜舎から出てくる雑排水の問題が出てきております。それが河川あるいは地下水に入って、国民の安全性を脅かしているという問題があります。

ところが昔の、それこそ 20 世紀以前のことを考えてください。堆肥あるいは液肥ということで、畜産というのが非常に耕種の農業と連携をして、それこそ地球の環境と非常にマッチしていた農業をやっていたことがございます。

そういうことで、やはり持続性のある農業。その中でキー的な役割を果たすのは畜産だと思います。そういう意味で、環境保全的な畜産ということを、ここは畜産部会でございますけども、ほかの耕種部門との関連性を考えながら、環境保全的な農業と一貫で畜産を考えていくべきだと思います。

それから、ちょっと委員の名前は忘れたんですけども、そういう環境保全をすると、や やもすると生産性を犠牲にするような傾向になってきますが、今21世紀の環境保全と近代 農業を私たちが経験したということを考えれば、ただ単に歴史に逆行する環境保全ではな くて、生産性も、そして環境保全も加味したような、新しい21世紀の畜産を考えるべきで はないかと思っております。

以上です。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

予定していた時間に大体なっているんでございますけれども、ぜひご発言なさりたいという方があればどうぞ。

福田委員。

福田委員 今までの議論の中でも相当出ていた話だと思うんですけども、畜産農家自体が相当戸数も減少してきて、繁殖あたりでは高齢化してきている。

ただ一方で、それを補うというか支えるといいましょうか、新しい方向として、分業化だとか外部化というところが確実に出てきていると思うんですね。

ご説明の中にもヘルパーの話がありましたが、あるいは飼料生産におけるコントラクタ

ーであるとか、あるいは育成段階の外部化、キャトルセンターのようなもの、あるいはもっといきますと、家畜排せつ物の処理、あるいは利用にかかわるところですね。

こういったところを個別経営だけに全部負荷させるという、非常に大変な状況になってきていると思いますので、地域あるいは畜産地帯で、どういう畜産の供給構造をつくっていくかという仕組みということを、ぜひ議論の視点に入れる必要があるのではないかという気がいたします。1点だけです。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

そのほかいかがでございましょうか。

向井委員。

向井委員 家畜改良といいますか、要するに増頭等を考えていくときには、非常にこれは時間がかかる問題なんですけども、ここで消費者の牛肉に対する、あるいは生乳に対する、いろんな畜産物に対するニーズといいますか、そういうものを生産のベースだけじゃなくて、いわゆる食卓サイドからのニーズというものを、少し明らかする必要があるだろうと。それをもとにした、それぞれ私たちが持っている素材をどのように改良、増頭していくかという視点も必ずいることだろうと思いますので、その点のご説明等も今後していただければと思います。

生源寺部会長 どうもありがとうございました。

そのほかいかがでございましょうか。

なければ、まだこの部会、相当回数を重ねるということでもあるようでございますので、 きょうは時間の関係もございますので、このあたりで締めたいと思います。

本日は委員の皆様方、いろいろ貴重なご意見をお聞かせいただきましてありがとうございました。本日の畜産企画部会の主な目的は、部会長の選出、畜産企画部会及び小委員会の運営、あるいは今後ご検討いただく全体の情勢報告でございましたので、本日のご議論については、特に意見の集約は行わないことにいたします。

ただ、いろいろ貴重なご意見をいただいておりますので、生産局におかれましてはこれを十分に踏まえて、今後のこの部会の運営につなげていただければありがたいと思います。

また、次回の畜産企画部会及び小委員会につきましては日程を調整した上で、改めて事 務局を通じてご連絡を差し上げます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の部会はこれで閉会といたします。どうもありがとうございました。

- 了 -